

株式会社早稲田大学アカデミックソリューション

次世代育成支援法に基づく行動計画（第3回）

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和、および仕事と子育ての両立を図ることができる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年5月1日～平成32年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1：所定外労働削減の仕組みやルールを構築し、全社的取り組みとする

<対策>

- 平成29年 5月～ 管理者が部門内の所定外労働の現状を把握するための仕組みを導入し意識喚起を図る
- 平成29年 5月～ 働き方改革プロジェクトを推進し、所定外労働削減の仕組みの導入検討を行う。
- 平成30年 5月～ 所定外労働削減を促進する仕組みやルールの実施検証を行う。

目標2：男女共に育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う

<対策>

- 平成29年 5月～ 育児休業取得から職場復帰に至るまでの流れを再検証し、管理職に協力を要請し、社内の具体的なニーズを調査する。
- 平成30年 5月～ 先進事例などを調査し、実現可能で社内のニーズにあった仕組みの検討を開始する。
- 平成31年 8月～ 検討した仕組みに基づいた運用を開始する。従業員向けの案内を理解しやすく改訂し、社内広報や全社会議等を活用し周知を徹底する。

以上